

【表紙】

【提出書類】

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2023年7月6日

【発行者名】

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 高村 孝

【本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門一丁目23番1号

【事務連絡者氏名】

久保 政喜

【電話番号】

03 - 4530 - 7297

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券に係るファンドの名称】

ステート・ストリート先進国株式・低ボラティリティ・アルファ・オープン（為替ヘッジあり）

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資信託受益証券の金額】

1兆円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

該当事項はありません。

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年2月15日をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項について、信託契約を解約し、信託を終了すること（予定）に伴ない、訂正すべき事項がありましたので、関係事項を下記のとおり訂正するものであります。

【訂正箇所および訂正事項】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は、訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

2023年2月16日から2024年2月15日まで

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2023年2月16日から2024年2月15日まで^{*}

当該申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、2023年8月23日をもって信託を終了することとなった場合には、申込期間は2023年8月18日までとします。

（ 1 2 ）【その他】

< 訂正前 >

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

< 訂正後 >

申込証拠金

該当事項はありません。

本邦以外の地域での発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

信託契約の解約（繰上償還）の予定について

当ファンドは、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）するための手続きを行います。

１．信託終了（繰上償還）を行う理由

当ファンドは2016年9月21日に設定し、ファミリーファンド方式により主として「グローバル・マネージド・ボラティリティ・アルファ・マザーファンド」受益証券への投資を通じて、中長期的にMSCIコクサイ指数（円ベース）の動きに連動した投資成果の獲得を目指して運用を行ってきました。

しかしながら、当ファンドは純資産総額の減少が続いており、受益権口数が信託約款に定める信託を終了させることができる口数（10億口）を下回る状態となっています。

このような状況を踏まえ、このまま運用を継続するよりも信託契約を解約することが受益者にとって有利と判断し、信託約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了するものです。

2．信託終了の日程

<u>書面決議の対象受益者の確定日</u>	<u>2023年7月7日</u>
<u>書面による議決権の行使の期限</u>	<u>2023年8月1日まで</u>
<u>書面決議の日</u>	<u>2023年8月2日</u>
<u>信託終了（繰上償還）日（予定）</u>	<u>2023年8月23日</u>

3．書面による決議（書面決議）について

当該信託終了については、2023年7月7日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行い、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数の賛成をもって可決・実施されます。受益者の賛成が得られず書面決議において否決された場合には、当該信託終了は行いません。なお、2023年7月6日以降のお申込みにより取得された受益権については、書面決議の手続きの対象とはなりません。

また、書面決議の結果、2023年8月23日に信託を終了（繰上償還）する場合、2023年8月18日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

（3）【信託期間】

<訂正前>

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記（５）の１）２）３）５）の事由により信託が終了する場合があります。

<訂正後>

当ファンドの信託期間は無期限ですが、後記（５）の１）２）３）５）の事由により信託が終了する場合があります。^{*}

* 信託契約の解約（繰上償還）にかかる書面決議の結果、2023年8月23日をもって信託を終了することとなった場合には、信託期間は2023年8月23日までとします。